

経税部
だより

令和6年分の定額減税について

税理士 伊藤 幸子

1. 定額減税の概要

令和6年分所得税の定額による所得税の特別控除(以下「定額減税」)について解説します。給与の支払いを行う事業者は、令和6年6月1日以降最初に支払う給与等(賞与を含む)につき、定額減税を行います。定額減税は所得税だけでなく住民税の定額減税もありますが、今回は主に所得税の定額減税について説明します。また、給与にかかる定額減税の処理には、月次減税事務と年調減税事務があります。月次減税事務は6月から始まる減税の処理のことで、年調減税事務は年末調整時に行う減税の処理ですが、今回は月次減税事務を説明することにします。個人事業者の定額減税についても簡単に説明いたします。

定額減税の対象となる人

定額減税の適用を受けることができる人は、令和6年分所得税の納税者である居住者(注)で、令和6年分の合計所得金額が1,805万円(給与収入で2,000万円)以下である人です。

定額減税額

①本人：30,000円 ②同一生計配偶者及び扶養親族：1人につき30,000円

(注)居住者とは国内に住所を有する個人又は現在まで引き続いて1年以上住所を有する個人をいいます。居住者以外の個人である「非居住者」は定額減税の対象となりません。

2. 給与の支払者の事務について

給与所得者に対する定額減税は、扶養控除等申告書を提出している給与所得者(甲欄適用者)に対して、給与を支払う際に源泉徴収税額から定額減税を控除する方法で行います。

月次減税事務—令和6年6月1日以降に支払う給与等に対する源泉徴収税額からその時点の定額減税額を控除していきます。

年調減税事務—年末調整の際に年末調整時点の定額減税額に基づき清算します。

3. 月次減税事務の手順

月次減税事務では、6月1日以降最初に支払う給与等に対する源泉徴収税額から月次減税額を控除します。控除しきれない部分の金額は、以降、令和6年中に支払う給与等に対する源泉徴収税額から順次控除します。

(1) 控除対象者の確認

控除対象者は、令和6年6月1日現在、事業者のもとで勤務している人のうち、給与の源泉徴収税額表の甲欄適用者で居住者の人(以下「基準日在職者」)です。なお、次に掲げる人は基準日在職者に該当しません。①源泉徴収税額表の乙欄や丙欄の人、②令和6年6月2日以降に給与の支払者のもとで勤務することになった人、③令和6年5月31日以前に退職した人、④令和6年5月31日以前に出国して非居住者となった人

(2) 各人別控除事績簿の作成

月次減税事務においては、基準日在職者の各人別の月次減税額と各月の控除額を管理することになります。この各人別事績簿は国税庁のホームページに掲載されていますので、活用してください。

(3) 月次減税額の計算

控除対象者ごとの月次減税額は、本人の30,000円と「同一生計配偶者と扶養親族1人につき30,000円」との合計額になります。

(例) 同一生計配偶者が有り、かつ、扶養親族数が2人の合計3人の場合

本人分30,000円 + 30,000円 × 3人 = 120,000円 (月次減税額)

※同一生計配偶者とは、生計を一にする配偶者のうち合計所得金額が48万円以下の方(給与収入の場合は103万円以下で、青色事業専従者を除く)

扶養親族とは、所得税法上の控除対象扶養親族だけでなく、16歳未満の扶養親族も含まれますので、注意してください。扶養控除等申告書に記載していない同一生計配偶者や16歳未満の扶養親族については最初の月次減税事務を行うときまでに、「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」の提出を受けることで月次減税事務の計算のための人数に含めることができます。

4. 月次減税額の控除について

令和6年6月1日以降に支払う給与等について源泉徴収されるべき所得税と復興特別所得税相当額(以下「控除前税額」)から順次、月次減税額を控除していきます。その控除前税額と月次減税額を比較し、次のように計算します。

◎月次減税額の金額が控除前税額の下となる場合

月次減税額の金額 ≤ 控除前税額の場合

この場合には、月次減税額が全額控除できますので、控除前税額から月次減税額を控除した残額が源泉徴収する税額となります。そして、その差額となる税額を源泉徴収して、この人に対する月次減税事務が終了します(図1参照)。

◎月次減税額の金額が控除前税額の上を越える人の場合

月次減税額の金額 > 控除前税額の場合

イ. 初回の給与の支払時における控除の方法

この場合には、月次減税額の一部について控除しきれないので、控除前の税額から同額の月次減税額を控除することになり、その月の源泉徴収する税額はないこととなります。

ロ. 2回目以降の給与等の支払時における控除の方法

2回目以降の給与等の支払時においては、イの方法で控除しきれなかった部

分の金額を限度として、その控除しきれない金額がなくなるまで、以降支払う給与等に係る控除前税額から順次控除することになります(図2参照)。

5. 控除後の事務

給与支払明細書への控除額の表示

従業員に交付する給与支払明細書の適宜の箇所に、その月の月次減税額で控除した金額を「定額減税額(所得税) × ×円」または「定額減税額 × ×円」などと表示します。

源泉所得税の納付書の記載方法

源泉所得税の納付書の税額の欄には、「月次減税額の控除を行った後の金額」を記入することになります。なお、月次減税額の控除により、納付すべき税額がなくなった場合でも、「税額」欄を「0」と記載して、必ず所轄税務署に提出する必要があります。

6. 個人事業者の定額減税(特別控除)について

個人事業者については、原則として令和6年分の確定申告(令和7年1月以降)の際に所得税の額から定額減税(特別控除)の額が控除されます。

予定納税の対象となる方については、令和6年6月以降に通知される第1期分予定納税額(7月)から本人分に係る定額減税の金額が控除されます。

なお、同一生計配偶者または扶養親族に係る特別控除の額に相当する金額については、予定納税の減額申請の手続により定額減税の額を控除することができ、第1期分から控除しきれない金額を第2期分予定納税額(11月)から控除します。予定納税からの定額減税の金額の控除に関する手続のほか、確定申告による清算に関する手続については、後日改めて国税庁ホームページにおいて案内されることになっています。

7. 個人住民税の定額減税

個人住民税の定額減税額(金額)は次のとおりです。

①本人：10,000円 ②同一生計配偶者及び扶養親族：1人につき10,000円

なお、対象者は所得税と同じです。

給与所得に係る特別徴収(給与所得の人)

令和6年6月分は徴収されず、定額減税後の税額が令和6年7月分から令和7年5月分の11カ月で分けて徴収されます。

普通徴収(個人事業者の人)

定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分以降の税額から順次控除されます。

8. 定額減税しきれないと見込まれる人への給付金(調整給付)

定額減税の金額(定額減税可能額)が、定額減税を行う前の所得税額・個人住民税所得割額を上回っており、定額減税しきれないと見込まれる場合には、個人住民税を課税する市区町村が定額減税しきれない差額を給付します。

なおその金額は、令和5年の課税状況に基づき、給付額が算定されます。そして令和6年分の所得税が確定した後、令和5年と比較して所得に変動があるなど一定の事情によって、当初の給付額に不足があることが判明した場合には、追加で給付されます。

給付金の申請と給付の方法については、市区町村によって独自の要件を設けている場合があります。市区町村の準備が出来次第給付対象者に案内があるようです。具体的な手続きなどは市区町村ごとに異なるので、送付されてくる申請書などの内容を確認してください。また市区町村ごとに申請期限がありますので、気を付けてください。

以上、簡単に説明しましたが、定額減税額が所得税から控除しきれない場合など、市区町村からの給付金については複雑ですので、注意が必要です。

図1 月次減税額の控除について

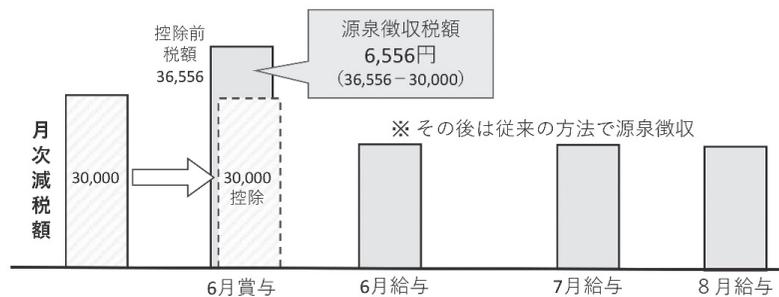


図2 二回目以降の給与等の支払時における控除の方法

